

国際関連情報 IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス

IFRS 財団アジア・オセアニア
オフィスからの報告IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス
ディレクターたけむら みつひろ
竹村 光広

はじめに

本稿では、今年1月から3月までのIFRS財団アジア・オセアニアオフィスの主な活動を紹介いたします。

財務諸表利用者との対話及びアジア・オセアニア活動

国際会計基準審議会（IASB）では、昨年より新しいテーマとして「ベターコミュニケーション」を掲げています。アジア・オセアニアオフィスでも、投資家との対話を促進させる活動を日本及びアジアで展開しています。

まず、2月6日には、投資家やアナリストなど財務諸表利用者を中心に、IFRS財務諸表の利便性向上を目指したワークショップをアジア・オセアニアオフィスで開催しました。このワークショップは今回で10回目になりますが、今回は「原則主義の基準での開示のあり方」と題して、財務諸表利用者が見たい企業のメインビジネスについて議論いただきました。例えば、持分法適用損益は、日本基準の財務諸表では営業利益の下に表示されますが、IFRS基準の財務諸表では、営業利益の上に表示する場合があります。企業は、どのような判断で持分法

適用損益を営業利益に含めているのか、また、それは投資家の見たい「事業」の利益と一致するのか、具体的な開示例も交えながら投資家や証券アナリストに議論いただきました。また、持分法適用損益を営業利益に含めている企業には、同じ投資先からの配当金の受領をキャッシュフロー計算書上では、営業活動からのキャッシュフローに含めている会社と、投資活動からのキャッシュフローに含めている会社があります。財務諸表利用者の中には、「オペレーティング」の区分が損益計算書とキャッシュフロー計算書で整合しているべきであると考える人もいました。

これらの論点は、まさに、IASBの基本財務諸表プロジェクトで現在、リサーチをしている論点と一致します。ワークショップにはIASBロンドンオフィスから、基本財務諸表プロジェクト担当スタッフのほか、スー・ロイド副議長や鷲地理事、徐正雨理事も参加し、日本の財務諸表利用者、企業及び監査人の意見を聞いていました。

2月28日には香港に移動し、日本で開催している財務諸表利用者を中心としたワークショップの香港版第1回目を開催しました。香港版ワークショップの開催に当たっては、アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ（AOSSG）での関係を活用し、AOSSGのメン

バーである香港会計師公会（HKICPA）の会議室を利用させていただきました。香港からは、現地のアナリスト協会のメンバーや、アジア・コーポレートガバナンス協会のメンバー、さらには HKICPA から参加され、総勢 30 名を超える参加人数となりました。また、日本のアジア・オセアニアオフィスとも TV 会議をつなぎ、日本の財務諸表利用者の方にもご参加いただきました。

香港のワークショップでは、まず、これまで日本で開催してきたワークショップの内容を説明し、また、筆者から IASB でのベターコミュニケーション関係のプロジェクトを簡単に紹介しました。その後、事前に準備した香港企業の開示事例や、日本企業の開示事例を題材に、香港の財務諸表利用者にフリーでご議論いただきました。ワークショップでは、投資家から活発な意見が出ましたが、多くの点において、日本の投資家と同じような問題意識が共有されていることがわかりました。例えば、香港の投資家も日本の投資家と同様に、メインビジネスや営業活動の定義が明確でないと考えていることがわかりました。損益計算書上で、その他営業収益やその他営業費用が十分に分解されておらず、大きな金額が「その他」として表示されていることに不満を感じていることもわかりました。

さらに、重要性の判断基準に関して、企業と監査人がどのように設定し運用しているのかが不透明と考えていることもわかりました。投資家は、原則主義の会計といえども、一定の比較可能性を求めており、業種別の開示様式があることが望ましいと感じていることもわかりました。香港でのワークショップでは、IASB スタッフが検討しているアイデアに対して、香港の投資家からどの程度の支持が得られそうであるかの感触をつかむこともできました。

3月1日は香港から台湾に移動し、台湾証券

取引所を訪問しました。アジア・オセアニアオフィスでは、日ごろから、IFRS 財務情報の電子開示の Recherche をしています。今回の訪問では、Research 担当スタッフと共に、台湾証券取引所で XBRL による IFRS 財務諸表の電子開示を導入した際の経験や運用についてヒアリングを行いました。

翌3月2日から、台北市で開催された会計基準設定主体国際フォーラム（IFASS）会議に参加しました。初日のセッションでは IFRS 第 15 号「収益認識」や IFRS 第 16 号「リース」といった新基準の導入サポートや、既存の IFRS 基準の解釈問題に対する IASB の取組みに関して、小グループに分かれてのディスカッションが行われました。グループディスカッションでは、現在の IASB の対応が十分でないとの率直な発言があり、筆者を含む IASB 及び IFRS 財団関係者との活発な意見交換が行われました。インドからは、IAS 第 12 号「法人所得税」に関する質問があり、アジア・オセアニアオフィスで法人所得税の Recherche を担当していた関係から、筆者とスー・ロイド副議長がその質問に対応しました。

翌日には、アジア・オセアニアオフィスのスタッフが台湾証券取引所の職員と共同で IFRS Taxonomy を用いた財務諸表の電子報告についてのプレゼンテーションを行いました。財務諸表の XBRL を用いた電子報告は、日本でも EDNET がありますが、台湾でも IFRS Taxonomy を基礎としたものを導入しています。欧州連合も 2020 年から IFRS Taxonomy の導入を決めていますので、今回のプレゼンテーションでは、アジアだけでなく欧州からも多くの方が参加しました。また、台湾証券取引所のディレクターと共同でプレゼンテーションすることで、アジア・オセアニアオフィスが、アジアにおける市場関係者の架け橋として機能していることをアピールすることもできました。

3月3日には、東京で、日本公認会計士協会（JICPA）主催の「IFRS 財務諸表における表示・開示」セミナーが開催されました。筆者も、急ぎ台湾から帰国し、このセミナーに参加し、パネルディスカッションの司会を務めました。今回のセミナーは、会計監査人と基準設定主体と証券アナリストの3者が一同に会して財務諸表の表示と開示に的を絞った議論を行うという企画で、JICPA としてもはじめての試みとのこと。IASB でも、ベターコミュニケーションというテーマのもと、IFRS 財務諸表の表示と開示の改善に取り組んでいますので、まさに時流にあった企画です。公認会計士は資本市場の番人として、投資家保護という重要使命を負っていますが、実際のところ、これまで投資家との対話が十分であったとは決していえません。今後は、会計監査人はもっと積極的に投資家と対話していくべきではないか思いました。

財務諸表作成者との意見交換会

アジア・オセアニアオフィスでは、財務諸表利用者だけでなく、財務諸表の作成者、すなわち企業との対話も重視しています。企業の方は、投資家の方に比べると比較的積極的に基準設定主体に話しかけていただけなので、これまでも、アジア・オセアニアオフィスでは、例えば IFRS 第 16 号「リース」の基準の開発に当たって、リース業界の方と意見交換したり、IFRS 第 17 号「保険契約」の開発に当たって保険業界の方と意見交換する機会など、財務諸表作成者の方と対話する機会が多くありました。また、一部の IFRS 適用企業から、IFRS 基準適用上の問題点のご相談を受け、これを IFRS 解釈指針委員会に持ち込むお手伝いをした経験もあります。

しかし、これらの活動は、一部の業界または一部の企業に対するもので、もっと広い範囲の財務諸表作成者と対話する方法がないかという問題意識がありました。より多くの企業の方と意見交換できる場としては、日本経済団体連合会の企業会計部会があります。これまでも、アジア・オセアニアオフィスでは、企業会計部会の方と、IASB 議長来日時などの機会をとらえて、意見交換のためのミーティングをアレンジしてきました。今後は、このような意見交換を定期的に開催できるよう、その足がかりとして、2月8日に、鶯地理事と企業会計部会との意見交換会を開催しました。2月8日の意見交換会では、まず鶯地理事から IASB の最近の動向をご説明いただき、その後、企業の方との質疑応答を行いました。企業側からは、特に保険契約の新基準の開発動向や、財務諸表の表示及び開示の改善に関して質問が寄せられました。

IASB の CMAC への参加

3月16日にロンドンで IASB の資本市場諮問会議（CMAC）が開催されました。CMAC は、世界を代表する財務諸表利用者、すなわち証券アナリストや投資家が集まり、IASB のプロジェクトに対して助言を行う会議です。日本からは、みずほ証券上級研究員の熊谷五郎氏が CMAC のメンバーになっています。アジア・オセアニアオフィスも、過去に、法人所得税のリサーチプロジェクトを題材に CMAC 会議で発表した経験があります。今回の CMAC 会議では、アジア・オセアニアオフィスからロンドン本部に TV 会議を繋ぎ、熊谷五郎氏が東京から会議に参加されました。今回の CMAC 会議では、IASB の基本財務諸表プロジェクトや開示イニシアチブプロジェクトについて話し合われました。また、IFRS 第 3 号「企業結合」に

関連して、「事業の定義」に関する議論も行われました。事業の定義に関しては、アジア・オセアニアオフィスが担当した法人所得税プロジェクトにも関係するので、後日、ロンドンの担当スタッフとメールでのフォローアップを行いました。

IFRS 財団評議員会東京会議の準備とアジア・オセアニアオフィス中期活動計画の策定

今年の5月23日から25日にかけて、東京で、IFRS財団評議員会の会議が開催されます。アジア・オセアニアオフィスでは、ロンドン本部のスタッフ及び日本の関係者と協力して、東京で開催される評議員会及びそれに関連する多くのミーティングやイベントの準備を進めています。

今回、東京で開催される評議員会では、アジア・オセアニアオフィスの今後5年間の活動計画を発表します。アジア・オセアニアオフィスの今後5年間の活動計画を策定するにあたり、IFRS財団では昨年12月に世界の関係者にアンケート調査を行い、アジア・オセアニアオフィスの活動をどのように改善すべきかフィードバックを受けました。関係者からは、日本以外のアジア・オセアニア地域での支援活動を拡大し、また、地域のテクニカル・ハブになるための活動をさらに充実させるよう要望がありました。5月の評議員会で、これらのフィードバックを反映した活動計画が発表できるよう、IASBの内部及び外部の関係者と協議をしています。例えば、アジア・オセアニア地域への支援拡大のために、AOSSGや地域の会計士連盟との対話を進めています。5月の評議員会ではAOSSGの主要メンバーを招待し、アジア・オセアニアオフィスとの今後の協力関係について話し合う予定です。(執筆時点)

おわりに

2017年はアジア・オセアニアオフィス設立5周年です。当オフィスにとって、1つの節目ですが、オフィス設立5周年を機会に、突然、オフィスの活動内容が変わるわけではありません。重要なことは、この5周年という機会をとらえて、活動内容を見直し、様々なアイデアを関係者と協議すること、そして、それをすぐに実行することです。今回の活動報告で記載した投資家との対話やアジアの市場関係者との共同プレゼンテーションなどは、まさに、昨年末から関係者との話し合いを通じて識別した、今後アジア・オセアニアオフィスが力を入れるべき活動計画を実行したものです。今後も1つ1つ地域のためになる活動を迅速に実行していきます。